

報道資料

令和3年3月23日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第250号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第208号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年3月22日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（監察課）
- ◎ 対象行政文書：平成23年5月から平成25年9月までの期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対して、同期間中に地方公務員法に基づく懲戒処分を行った際の一連の手続きに関する書類
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：不開示決定
 - 不開示理由：奈良県情報公開条例第10条に該当
本件開示請求は、特定の個人又は特定の事項を名指ししたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、奈良県情報公開条例第7条第2号に規定されている「不開示情報」を開示することとなるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、平成23年5月から平成25年9月までの期間（以下「本件期間」という。）に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたことを前提に、当該懲戒処分に当たって実施機関が行う手続きに関する行政文書を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、本件期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を示すことになると認められる。

2 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを原則として不開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件存否情報は、本件期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたか否かという特定の個人に関する情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

審査請求人は、審査請求書において、実施機関は懲戒処分に際して被処分者の所属、階級及び年齢等を公表している旨主張している。

この点について、諮問実施機関は、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後

速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととされている旨説明している。また、懲戒処分に係る報道機関等に対する情報提供事項について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、処分に係る事案の概要、処分量定等、被処分者及び被害者が特定できない範囲に限定しているとのことであった。

一般に、懲戒処分事案において、被処分者及び被害者の情報については、これらの者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、懲戒処分に係る情報提供について、被処分者及び被害者が特定できない範囲に限定しているとする諮問実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認めれない。

このことから、本件存否情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報でもないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件存否情報は、懲戒処分に係る情報であって、〇〇警察署〇〇課長の私事に関する情報であると考えるのが相当であることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

これらのことから、本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

以上のことから、本件行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件存否情報は、条例第10条に該当する。

2 事案の経緯

| | | | |
|--------|-------------|----------|----|
| ① 開示請求 | 平成25年 9月14日 | | |
| ② 決定 | 平成25年 9月26日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 審査請求 | 平成25年10月 2日 | | |
| ④ 諮問 | 平成25年10月17日 | | |
| ⑤ 経過 | 令和 2年10月29日 | 第246回審査会 | 審議 |
| | 令和 2年11月20日 | 第247回審査会 | 審議 |
| | 令和 2年12月28日 | 第248回審査会 | 審議 |
| | 令和 3年 1月29日 | 第249回審査会 | 審議 |
| | 令和 3年 2月26日 | 第250回審査会 | 審議 |